

介護保険法（以下「法」という。）により介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます）の数に応じて段階的に異なります（次ページ1（1）参照）。また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に提出しなければなりません。（法第115条の32）。事業所の新規指定や廃止等により、届出先が変更となった場合には、変更前と変更後の双方の行政機関に届出をする必要があります。

なお、金沢市に業務管理体制の届出を行わなければならない事業者は、地域密着型サービスを含む居宅サービスや、施設サービス等の「指定事業所が金沢市内にのみ所在する事業者」です。

#### ○業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について

令和5年3月28日より、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」といいます。）が構築され、電子申請等による届出が可能となりました。

届出システムの利用にあたっては、事業者ごとにIDやパスワードの取得が必要になります。別添の「初期設定方法等について」に記載の手順に沿って手続きを行うとともに、必要に応じて、（※1）「参考（介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出）」及び（※2）「別添2（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）」を確認いただき、対応をお願いします。なお、届出システムの運用開始後も従来どおり、郵送等による届出は可能です。

事業者（法人）番号について、令和5年4月1日時点で既に業務管理体制の整備に関する事項を届け出ている事業者については、事業者宛に送付しています。

（※1）「参考」は、本市ホームページに掲載しています。

金沢の介護保険 > 事業者向け情報 > 業務管理体制の整備に関する届出

URL : <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/8775.html>

（※2）「別添2」は、以下よりダウンロードし閲覧が可能です。

「業務管理体制の整備に関する届出システム」

URL : <https://www.laicomea.org/laicomea/>

## 1 事業者が行う業務管理体制の整備

### (1) 業務管理体制整備の内容

|            |              |              |
|------------|--------------|--------------|
|            |              | 法令遵守に係る監査    |
|            | 法令遵守マニュアルの整備 | 法令遵守マニュアルの整備 |
| 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任   | 法令遵守責任者の選任   |
| 20 未満      | 20 以上 100 未満 | 100 以上       |

※ 指定又は許可を受けている事業所等の数

(みなし事業所(病院等が行う居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ事業所)及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所を除く)

### (2) 届出先(令和3年4月以降)

| 区分   | 届出先               |
|--|-------------------|
| ① 指定事業所が3以上地方厚生局管轄区域に所在する事業者   | 厚生労働大臣            |
| ② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者  | 主たる事務所の所在地の都道府県知事 |
| ② 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者  | 指定都市の長            |
| <b>③ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者<br/>〈指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。<br/>(届出先は、都道府県知事)〉</b> | <b>中核市の長</b>      |
| <b>⑤ 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者<br/>で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者</b>                      | <b>市町村長</b>       |
| ⑥ ①から⑤以外の事業者   | 都道府県知事            |

## 2 変更届について

次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく変更届を提出してください。

なお、業務管理体制の整備の内容は、指定又は許可を受けている事業所数により異なることから、事業所数が新規指定等により増加した際には、法人が整備すべき業務管理体制の内容に変更がないか確認してください。

### <届出を要する変更事項>

- ① 法人の種別、名称(フリガナ)
- ② 法人の主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- ③ 法人代表者の氏名(フリガナ)、生年月日、住所、職名
- ④ 事業所等の名称、所在地

※法人が運営する事業所数の増減により、整備する業務管理体制の内容が変更された場合のみ

- ⑤ 法令遵守責任者の氏名、生年月日
- ⑥ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
  - ※事業所等の数が 20 以上の法人のみ
- ⑦ 業務執行の状況の監査の方法の概要
  - ※事業所等の数が 100 以上の法人のみ

※ 業務管理体制届出書の様式等

金沢市介護保険課ホームページ

金沢の介護保険 > 事業者向け情報 > 業務管理体制の整備に関する届出

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/8775.html>

受付番号

介護保険法第 115 条の 32 第 2 項(整備)又は第 4 項  
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

事業者 名 称  
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号  A

|                          |                                      |   |                           |                     |  |
|--------------------------|--------------------------------------|---|---------------------------|---------------------|--|
| 1                        | 届出の内容                                |   |                           |                     |  |
|                          | (1)法第115条の32第2項関係(整備)                |   |                           |                     |  |
| (2)法第115条の32第4項関係(区分の変更) |                                      |   |                           |                     |  |
| 2                        | フリガナ                                 |   |                           |                     |  |
|                          | 名 称                                  | -----   |                           |                     |  |
|                          | 主たる事務所の所在地                           | (〒 - )  |                           |                     |  |
|                          |                                      | 都道  | 郡 市                       |                     |  |
|                          |                                      | 府県  | 区                         |                     |  |
| (ビルの名称等)                 |                                      |   |                           |                     |  |
| 電話番号                     |                                      | F A X 番号  |                           |                     |  |
| 業 者                      | 法人の種類別                               |   |                           |                     |  |
|                          | 代表者の職名・氏名・生年月日                       | 職名  | フリガナ氏名                    | 生年月日                |  |
|                          | 代表者の住所                               | (〒 - )  |                           |                     |  |
|                          |                                      | 都道  | 郡 市                       |                     |  |
| 府県                       | 区                                    |   |                           |                     |  |
| (ビルの名称等)                 |                                      |   |                           |                     |  |
| 3                        | 事業所名称等及び所在地                          | 事業所名称   | 指定(許可)年月日                 | 介護保険事業所番号(医療機関等コード) |  |
|                          |                                      | 所在地   |                           |                     |  |
| 4                        | 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項 | 第2号   | 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)          | 生年月日                |  |
|                          |                                      | 第3号   | 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 |                     |  |
|                          |                                      | 第4号   | 業務執行の状況の監査の方法の概要          |                     |  |
| 5                        | 区分変更前行政機関名称、担当部(局)課                  |   |                           |                     |  |
|                          | 事業者(法人)番号                            | A <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> |                           |                     |  |
|                          | 区分変更の理由                              |   |                           |                     |  |
|                          | 区分変更後行政機関名称、担当部(局)課                  |   |                           |                     |  |
| 区分変更日                    | 年 月 日                                |   |                           |                     |  |

|     |      |       |             |      |
|-----|------|-------|-------------|------|
| 連絡先 | 所属   |       | メール<br>アドレス | 電話番号 |
|     | フリガナ | ----- |             |      |
|     | 氏名   |       |             |      |



# 初期設定方法等について

## 1. 業務管理体制の整備に関する届出が必要な場合

全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開の状況に応じ、下記の①に掲げる事項を、関係行政機関に届け出る必要があります。(法第115条の32第1項及び第2項)

また、下記の①又は②に変更がある場合も、届出が必要となります。(法第115条の32第3項及び第4項)

- ① 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の40第1項第1号から第4号に基づく届出事項
  - (1) 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
  - (2) 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
  - (3) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
  - (4) 業務執行の状況の監査の方法の概要
- ② 介護保険法第115条の32第2項各号に掲げる届出先の変更が生じた場合

なお、詳細については、金沢市介護保険課ホームページをご確認ください。

「業務管理体制の整備に関する届出」

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/8775.html>

## 2. 届出システムを利用した初回届出時の初期設定について

### ○新規事業者が届出システムを利用して届出を行う場合

- ① 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面にアクセス  
<https://www.laicomea.org/laicomea/>
- ② 「2. 初めて業務管理体制の整備に関する届出を行う介護サービス事業者（新規届出の場合）」をクリック
- ③ 必要事項を入力

### ○既存事業者（事業者（法人）番号を発行済み）が届出システムを利用して届出を行う場合

- ① 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面にアクセス  
<https://www.laicomea.org/laicomea/>
- ② 「1. 紙媒体等での業務管理体制の整備に関する届出をしたことがありAから始まる事業者番号を付与されている介護サービス事業者」をクリック
- ③ 必要事項を入力
- ④ 確認ボタンをクリックし、入力内容を確認
- ⑤ 実行をクリック
- ⑥ ユーザアカウントが発行されます。連絡先メールアドレス宛に、ユーザーIDとパスワードが届きます。

→次回利用時からログイン画面より、ユーザID（事業者（法人）番号）とパスワードを入力することで届出システムを利用することができます。

### 3. 留意事項

- ① 届出システム以外での届出処理について  
届出システム以外に、郵送等による届出が可能です。
- ② 業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）について  
届出システムよりダウンロードし、閲覧が可能です。
- ③ 介護保険法第115条の32第2項各号に掲げる区分の変更（届出先の変更）について  
変更前の区分による届出先及び変更後の区分による届出先の双方に、届出を行う必要がありますが、届出システムにより届出を行った場合は、1回の届出で、変更前の区分及び変更後の区分の双方の届出先に情報が伝達されます。

## 1 市外被保険者の取り扱いについて

地域密着型サービスは、従来から金沢市に居住する被保険者を対象としたサービスです。よって、原則、市外の被保険者が本市の地域密着型サービスを利用することはできません。(ただし、住所地特例対象者や被災地からの避難者など、一部例外があります。)

利用希望者及び利用者については、必ず被保険者証で本市被保険者であることを確認(口頭確認のみとしない)し、サービス提供を行ってください。

既に本市の被保険者としてサービスを利用している方の家族等が、家族自身の市外転居に併せて、当該利用者の住民票も市外に異動させてしまい、保険給付が受けられなくなったケースが発生しています。

当該利用者等に対し、契約時に、地域密着型サービスの趣旨を十分にご説明したうえで、住民票を異動する際には、事業所との事前相談等が必要であることを周知してください。

## 2 住所地特例対象者への地域密着型サービスの提供等について

### ■住所地特例とは(介護保険法(以下「法」という。)第13条)

介護保険制度では原則、住民票のある住所地の市町村の被保険者となりますが、施設が豊富に所在する市町村に財政負担が集中することを避けるため、他の市町村にある介護保険施設に入所し、住民票を移した場合でも、転入前の市町村が継続して保険者となる仕組みを言います。

### ■住所地特例が適用される施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

### ■住所地特例対象者への地域密着型サービス等の提供

(法第42の2、第54の2、第115条の45等)

住所地特例対象者は転入前の市町村の被保険者であることから転入した(住民票のある)市町村の地域密着型サービスを利用することはできませんが、地域包括ケアの観点から以下の地域密着型サービスのみ利用することができます。

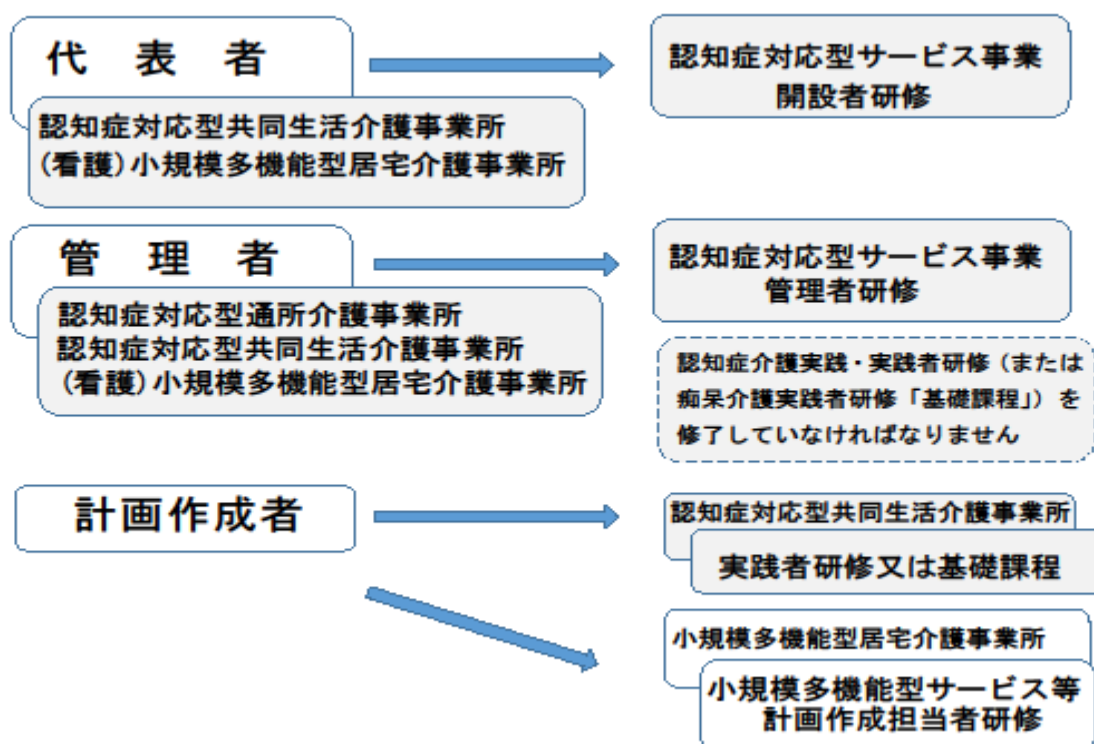
特定地域密着型サービス(法第8条14項)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所

※ 地域密着型サービスの利用申し込みがあった際は、本人の被保険者証より、**本市の被保険者であること及び利用できるサービスの内容を確認したうえで**サービス提供を行ってください。

### 3 地域密着型サービス事業者の研修について

地域密着型サービス事業者の代表者、管理者、及び計画作成担当者は、必要な研修を受講し、修了している必要があります。研修を修了していない場合は、人員基準欠如となり、減算の対象になることがあります。



#### 4 研修受講及び減算適用等に関する留意事項

##### ○代表者

交代時に研修が開催されていないことにより、当該代表者が研修を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日までに研修を修了することで差し支えないこととされています。

##### ○管理者

交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県の研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えないこととされています。

##### ○計画作成担当者

必要な研修を修了していない職員を計画作成担当者として配置した場合は、人員基準欠如となり、減算対象となります。

ただし、計画作成担当者の職にある者が突然離職等したことにより人員基準欠如となった場合には、後任の職員を配置し、かつ、当該職員が市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該研修を修了するまでの間は減算対象としないこととされています。

##### ○その他

①職員の急な退職、体調不良等により、早急に求人等を行ったにもかかわらず、必要な研修を修了した者を雇用できなかった場合において、やむを得ず**研修を修了していない職員を配置せざるを得ない状況になる場合には、必ず事前に介護保険課までご相談ください。**

② 上記①の事前相談等により、研修を修了していない職員を配置せざるを得ない状況があると認められる場合は、必要な研修を受講させる旨の「誓約書」「確約書」等(任意様式)にその理由を記載の上、ご提出ください。

③ 研修受講予定の者が受講できなくなった場合は、減算が適用される場合がありますので、速やかに介護保険課にご報告ください。

④事業所の新規指定時は、原則どおり研修修了者が配置されている必要があります。

## 5 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ（5類移行）の変更に伴う運営推進会議の開催等に関する変更点

参考「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年5月1日厚生労働省事務連絡）

### ○開催方法

- ・令和5年5月7日より、文書による開催や報告は認められません。
- ・必ず、集合形式又はテレビ電話装置等を活用した方法により開催してください。
- ・開催予定日は遅くとも2週間前までに介護保険課へご連絡ください。
- ・開催日時を変更した際は速やかに介護保険課へご連絡ください。

### ○開催周期

- ・地域密着型サービス事業者は、おおむね2月に1回以上  
うち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者、地域密着型通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者においては、おおむね6月に1回以上

## 6 外部評価について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所については、従来、都道府県が指定する外部評価機関が、事業所の行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行うこととなっていました。平成27年度の介護保険制度改正に伴い、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、介護・医療連携会議又は運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとなりました。

詳しくは、金沢市介護保険課ホームページをご覧ください。

介護保険＞事業者向け＞地域密着型サービスの運営推進会議等を活用した評価について

(<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/gyomuannai/1/1/4/9333.html>)

## 7 外部評価実施回数の緩和について

認知症対応型共同生活介護事業所は、少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施しなくてはなりません。

ただし、次の要件をすべて満たしたうえで、本市に申請し、県より決定通知を受けた場合は、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができます。

- ・過去に外部評価を5年間継続して実施している。
- ・「自己評価及び外部評価」および「目標達成計画」を市町に提出している。
- ・運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されている。
- ・運営推進会議に市職員または地域包括支援センターの職員が出席している。
- ・直近の外部評価項目の2、3、4、6の実践状況が適切である。
- ・前年度に外部評価実施回数の緩和の適用を受けていない。

なお、申請に対して外部評価の緩和を適用できるのは、決定通知のあった年度の1年間です。

緩和された年度の翌年度は外部評価を実施する必要があり、その1年後に再度緩和を希望する場合は、改めて申請が必要です。再度緩和を希望する年度において申請を失念し、外部評価を受けていない場合には、再度継続して5年間外部評価を受けなければ緩和の要件は満たしませんので、ご注意ください。

ただし、令和6年度能登半島地震又は令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害の影響により、令和5年度又は令和7年度の外部評価を実施できなかった場合は、当面の間、緩和要件から当該年度を除外して要件緩和を実施する取り扱いとなります。

(下記事例のように、免除を受けようとする年度において、外部評価を実施できなかった当該年度(事例では令和5年度)を除外して過去5年(2年)連続で実施していれば、緩和要件を満たすこととなります。)

事例1：新規に緩和措置を受けることとなる事業所

| 令和元年度      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施         | 実施    | 実施    | 実施    | 未実施   | 実施    | 免除    |
| ←継続実施とみなす→ |       |       |       |       |       |       |

事例2：過去に緩和措置を受けたことのある事業所

| 令和元年度      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施         | 免除    | 実施    | 免除    | 未実施   | 実施    | 免除    |
| ←継続実施とみなす→ |       |       |       |       |       |       |

※申請書等 金沢市介護保険課ホームページ

金沢の介護保険>各種手続き>地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る申請  
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/8757.html>

## 8 認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の取り扱いについて

医療連携体制加算における看護師・准看護師(以下「看護職員」という)の配置については、職員(管理者、計画作成担当者又は介護従業者)として看護職員を配置している場合には、看護職員として専従である必要はありません。

例えば、看護師資格を有する常勤の介護従業者が、日常業務の中で看護業務を行うために必要な勤務時間を確保しているのであれば、看護師を常勤換算方法で1名以上配置しているものと取扱って差し支えありません。

ただし、訪問看護ステーション等、他の事業所との契約により看護師を確保する場合には、当該認知症対応型共同生活介護事業所においては、看護師としての職務に専従することが必要です。

## 1 労務管理上の注意（石川労働局労働基準部監督課）

令和7年度金沢市介護サービス事業者集団指導のホームページにおいて、石川労働局労働基準部監督課による講義動画を掲載しております。

労働基準法に規定されていることを中心に、介護業務従事者の労働条件に関して、以下の8つのポイントについて取り上げられていますので、本講義の関連資料と併せてご確認ください。

- ①労働条件の明示について
- ②就業規則について
- ③労働時間について
- ④休憩・休日について
- ⑤賃金について
- ⑥年次有給休暇について
- ⑦解雇・雇止めについて
- ⑧安全衛生の確保について

講義動画 URL : <https://youtu.be/XibF2jr2tKs>

資料掲載 URL : <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/gyomuannai/1/1/4/30138.html>

## 2 介護労働安定センターの活用について

雇用管理改善、人材育成、健康確保のための個別相談や研修を実施しています。

詳細は別添資料をご覧ください。



# 公益財団法人介護労働安定センター

## 事業概要



### 沿革

公益財団法人介護労働安定センターは、わが国の高齢社会の進展に伴って、今後ますます需要の増大が見込まれる介護労働力を確保するため、民間部門の介護労働に関する総合的支援機関として、平成4年4月1日に厚生労働省（当時の労働省）所管の公益法人として設立されました。同年7月1日には、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（介護労働法）が施行され、同法に基づき厚生労働大臣（当時の労働大臣）の指定法人となり現在に至っております。

さらに、平成12年4月1日同法が改正施行され、当センターの事業範囲が介護分野全般に及ぶこととなりました。これに伴い、当センターでは、介護労働者の福祉の増進と介護労働者の魅力ある職場づくりを目指して、雇用管理の改善、能力の開発・向上、介護労働者の適正な需給調整のための援助などに加え、人材確保のための介護事業主等への支援も行うほか、図書・教材の発行やシンポジウム・セミナーの開催等を通じて介護労働の重要性の認識と介護労働者の意識の向上を求める等、介護労働に対するさまざまな支援事業を行っています。

### 事業案内

#### 雇用管理の改善 ～ 働きやすい職場環境づくりのお手伝いをするために ～

##### 雇用管理改善相談援助事業

##### 雇用管理に関する相談援助

- ・介護労働サービスインストラクターによる雇用管理の改善等についての相談援助、情報の収集・提供を行っています。
- ・「雇用管理改善コンサルタント相談」は当センターが委嘱する社会保険労務士等が、「こころと身体の健康相談」はヘルスカウンセラー（臨床心理士、産業カウンセラー、理学療法士、感染管理認定看護師等）が相談に応じます。（オンラインも対応可能）
- ・「こころと身体の健康相談」については、令和7年度の無料相談の受付は終了しました。ご了承ください。

##### 介護労働者雇用管理責任者講習（厚生労働省委託事業）

- ・介護事業所の雇用管理に責任を有する方に、雇用管理について学んでいただく講習です。講習は、労働基準法に関する基本的事項を学ぶ「総合コース」と、人事・賃金・労働時間などの具体的な内容を学ぶ「専門コース」を実施します。

##### 介護事業者支援セミナー

- ・雇用管理の改善及び経営の改善に必要な情報の提供、知識の付与、意識啓発など事業所ニーズに即したテーマで、介護分野の事業主の方、これから介護分野に参入しようとする事業主の方などを対象に有料で行います。（動画配信Webセミナーも含みます）

##### 職場改善好事例集 “こんなときDoする？”（雇用管理サポートシステム）

- ・全国の介護事業所が取り組んだ雇用管理の事例などをホームページで紹介しています。また、事業所の雇用管理の状況について、簡単に診断することもできます。
- ・『CHECK&ACTION25』、『業務推進マニュアル』、『事務効率化Q&A』等の役立つ情報も掲載しています。

##### 介護労働実態調査

- ・介護分野の雇用・就業状況や賃金・労働時間等に関する実態調査を毎年継続的に実施し、事業所における雇用管理改善の基礎資料とするために、調査結果を報告書として取りまとめます。例年、8月頃に前年度調査結果を公表しています。

##### 助成金に関する情報提供

## 職業能力の開発 ～ 利用者へのサービス向上のために ～

### 介護労働者能力開発事業

#### 介護労働者のキャリア形成に関する相談援助

- ・介護事業者または介護労働者を対象に、キャリア形成に関する相談援助や研修計画の相談支援等を行います。
- ・「人材育成相談」はキャリアコンサルタントなど職業能力の向上に関する専門家が相談に応じます。(オンラインも対応可能)

#### 介護労働講習 (介護労働者又は介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識・技能を習得させるために行う講習・訓練)

##### 実務者研修

- ・今後介護職に従事しようとしている雇用保険受給者を対象に、介護従事者として職業倫理と態度を養い、社会福祉及び関連領域の基礎知識と介護の技能・技術を習得するための講習です。実務者研修を修了できます。各八ローワークにて受講手続きを行います。

##### 能力開発コース

- ・短期専門講習 (スキルアップ講習): 高度化・多様化する介護技術に対応して、より実践的なレベルアップができます。(動画配信 Webセミナーも含まれます)
- ・喀痰吸引等研修 (第一号・第二号研修): 合計 10 名以上の参加が可能な (単独または複数の) 法人に対して、講習を実施します。(座学のみオンラインも対応可能)
- ・ケア・サポート講習: 当センターの介護専門職が培ってきた介護の知識や情報を活かして、事業所のご要望に応じ、職員の方々に対して講習を行います。スタッフの介護技術のさらなる習得、提供するサービスの向上や資質向上等にお役立ていただけます。接遇・マナー、介護記録の書き方、介護技術の基本、認知症ケアなどのご要望にお応えします。(オンライン講習も対応可能)

## 介護関係機関との連携 ～ 介護分野の人材確保・定着のために ～

#### 介護労働懇談会の実施

- ・介護人材の確保・定着のために、地域の介護関係の行政機関、関係団体等が参集し、介護労働の現状と展望について情報共有し、地域の実情に応じた役割等について検討します。センター支部が事務局を務め、連絡調整等を担います。

## 情報の提供 ～ 介護労働者への理解のために ～

### 出版・情報提供事業

図書 (雇用管理関係・キャリアアップ関係、介護職員初任者研修・入門的研修テキスト等) の発行  
月刊ケアワーク、介護関連 DVD の発行  
介護情報サイトの公開、介護事業者のホームページ「care-net.biz」の運営

## 福利厚生の充実 ～ 介護労働者の福祉の増進のために ～

### 介護労働者福利厚生等事業

保険加入等については、代理店：(株)全福サービスが取り扱います。

傷害補償 (介護事業者用) 制度・感染症見舞金制度

賠償責任補償 (介護事業者用) 制度

個人情報漏えい保険制度

ケア・ワーカー等福祉共済 (傷害・感染症・賠償)、ケア・ワーカー健康診断受診促進事業

### 賛助会加入のご案内

- ・当センターの事業は、国からの交付金のほか、賛助会員の方々の会費等により運営されています。
- ・賛助会員の特典がございますので、当センターの趣旨にご賛同いただき、賛助会員としてご入会いただきますようお願い申し上げます。主な特典は 月刊「ケアワーク」の無料送付 当センター発行図書等の割引 当センターが指定する講習等の受講料の割引  
ホームページサービスの利用料等の割引 ケア・サポート講習 (有料出前講習) の割引 賛助会員専用サイト・メールマガジンの利用などです。



公益財団法人 介護労働安定センター石川支部

〒920-0907 金沢市青草町88番地

近江町いちば館 5階

TEL:076-260-1561 FAX:076-260-1562

E-mail [ishikawa@kaigo-center.or.jp](mailto:ishikawa@kaigo-center.or.jp)

URL <http://www.kaigo-center.or.jp/>



2025.09版

専門家  
による!

無料

# 無料で専門家を派遣し 個別相談や研修を実施します (オンラインによる相談・研修も可能)

当センターが委嘱している専門家とは？

▶ 社会保険労務士、キャリアコンサルタント等の有資格者・実務経験者です。

## 雇用管理制度 雇用

人事管理制度の見直したい。  
賃金体系を見直したい。  
変形労働時間制の導入。  
登録ヘルパー等の移動時間の取扱い等



## 個人情報・プライバシー保護 雇用

介護保険における個人情報について。  
守秘義務について。



## 倫理・法令遵守 雇用

介護保険制度の基本理念について。  
法令遵守について。



## 就業規則 雇用

実地指導に耐えられる就業規則か点検してほしい。  
法改正に対応した就業規則が見直したい。



## 研修計画 育成

職員のモチベーションを高めるために研修を充実させ、職員の質の向上を図りたい。



## キャリア形成 育成

職員一人ひとりの目標達成のためにはどうしたらよいか。組織人としての仕事の進め方とは。



## 目標・理念の共有 育成

組織の理念と目標を共有しチームケアの大切さを意識づけたい。



## ハラスメント 雇用

パワハラ・モラハラ・セクハラとは何か？  
なくす為には、起きた際の対応について。



「健康確保」(ストレス対策、感染症予防等)に関する相談・研修の令和7年度の受付は終了しました。

「待遇・マナー」等のスキルアップに関する研修については、「有料」となります。

| 事業項目        | 相談可能時間                 |
|-------------|------------------------|
| 雇用管理改善      | 年間6時間まで                |
| 人材育成        | 年間3回まで                 |
| <u>健康確保</u> | <u>令和7年度の受付は終了しました</u> |



check!

各種研修を実施する際に、専門家との打合せ相談や個別相談を研修前後に設定する事も可能ですので、相談可能時間数・回数の範囲内でご利用ください。

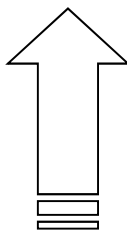
【お申し込み・お問い合わせ先】



公益財団法人 介護労働安定センター 石川支部

〒920-0907 金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階 TEL/FAX 076-260-1561 / 076-260-1562

公益財団法人  
介護労働安定センター 石川支部 行き




FAX : 076-260-1562

令和 年 月 日

|                    |  |      |  |
|--------------------|--|------|--|
| 事業所名               |  | 代表者名 |  |
| 所在地                | 〒<br>TEL: FAX:<br>E-mail(オンライン希望の場合は必須): |      |  |
| 申込者<br>(担当者)<br>氏名 |  | 役職   |  |
| 相談内容               | (対面希望 / オンライン希望) いずれかに をつけてください。         |      |  |
| 実施<br>希望日時         | 第1希望日<br>令和 年 月 日 ( )<br>時 分 ~ 時 分       | 受理印  |  |
|                    | 第2希望日<br>令和 年 月 日 ( )<br>時 分 ~ 時 分       |      |  |
| 実施日                | 令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分                   |      |  |

「相談申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、コンサルタント・ヘルスカウンセラー・支部職員による日程調整、内容確認及び事業活動に関する調査のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

【お申し込み・お問い合わせ先】  
 公益財団法人 介護労働安定センター 石川支部  
 〒920-0907 金沢市青草町38番地 近江町いちば館5階  
 TEL/FAX 076-260-1561 / 076-260-1562

プロ講師  
による

ケア・サポート講習

オーダー  
メイド型

# 有料！ 出前講習のご案内

—事業所内の講習にご利用ください—

オンラインによる研修も可能！

講習をしたいが講師が見つからない、日程が合わず講習に行けない等お困りではありませんか。ニーズに添った内容を経験豊富な講師より学ぶことで、職員のスキルアップに取り組んでみませんか。

## 接遇・マナー

- ・介護職員に求められるマナー  
(言葉遣い・表情・立ち居振る舞い等)
- ・ご利用者に対する尊厳のケア  
(コミュニケーション・聴講のポイント)



## 身体拘束の排除

- ・身体拘束とは？
- ・身体拘束は、なぜ問題なのか？
- ・介護保険法と身体拘束



## 派遣講師

社会保険労務士、キャリアコンサルタント、介護支援専門員、介護福祉士、臨床心理士、理学療法士、看護師等の有資格者・実務経験者

## 介護記録

- ・記録の意義と目的
- ・記録の種類と書き方
- ・アセスメントの留意点



## 介護技術

- ・移乗介護技術
- ・口腔ケア
- ・食事の楽しみと  
介助の基本～嚥下～
- ・排泄ケア



ご希望の時間・場所に講師が出向き講習を実施します。自施設の課題・ニーズに合わせて、自由にお選びください。

その他ご希望あれば  
ご相談に応じます。

## 人材育成

- ・新人・リーダーなど階層別研修  
(役割・心構え・必要なスキル)
- ・組織力向上のための  
コミュニケーションとは
- ・人材育成担当としての  
コーチング技術



## 認知症ケア

- ・認知症ケア (基本視点)
- ・認知症ケア (疾病の理解)
- ・認知症ケア  
(コミュニケーション)



## お申込から講習までの流れ

### 申込書提出

(FAX等でお申  
込ください。)

### 内容の確認

(講習確認や  
見積書等)

### 契約に関する書類作成

### 請求書発行

(講習前のお振込を  
お願いします。)

必要に応じて、  
講師との  
打合せ

出前講習  
実施

講習価格：1時間当たり **30,000 円(税込)** です(賛助会員は3割引)。  
講習時間は1時間～2時間、時間帯についてもご相談ください。

研修に利用できる助成金・補助金事業があります。  
まずは、下記にお問い合わせください。

【お申し込み・お問合せ先】

公益財団法人介護労働安定センター石川支部

〒920-0907 金沢市青島1-88近江町いちば館5階

TEL:076-260-1561 FAX:076-260-1562

講習時間帯は、  
夕方からでも  
可能です！



## 「出前講習申込書」

公益財団法人 介護労働安定センター石川支部行

FAX:076-260-1562

|  |       |            |       |                   |      |   |   |   |   |  |
|--|-------|------------|-------|-------------------|------|---|---|---|---|--|
| 事業所名   | カガナ   |            |       |                   |      |   |   |   |   |  |
| 法人名  |       |            |       |                   |      |   |   |   |   |  |
| 申込者  | 役職：   | 氏名：        |       |                   |      |   |   |   |   |  |
| 住所   | 〒 - - |            |       |                   |      |   |   |   |   |  |
| 電話番号   | - -   | FAX        | - -   |                   |      |   |   |   |   |  |
| メールアドレス<br>(オンラインの場合は必須)                                   |       |            |       |                   |      |   |   |   |   |  |
| 希望コースに<br>○印をつけて<br>ください。<br>(オンライン希望は、<br>印をつけて<br>ください。) |       | 接遇・マナーについて |       |                   |      |   |   |   |   |  |
|  |       | 身体拘束の排除    |       |                   |      |   |   |   |   |  |
|  |       | 介護記録       |       |                   |      |   |   |   |   |  |
|  |       | 介護技術( )研修  |       |                   |      |   |   |   |   |  |
|  |       | 人材育成( )研修  |       |                   |      |   |   |   |   |  |
|  |       | 認知症ケア( )   |       |                   |      |   |   |   |   |  |
|  |       | リスクマネジメント  |       |                   |      |   |   |   |   |  |
|  |       | ターミナルケア    |       |                   |      |   |   |   |   |  |
|  |       | その他( )     |       |                   |      |   |   |   |   |  |
| 講習日時   | 第1希望  | 令和         | 年     | 月                 | 日( ) | : | ~ | : | 迄 |  |
|  | 第2希望  | 令和         | 年     | 月                 | 日( ) | : | ~ | : | 迄 |  |
|  | 第3希望  | 令和         | 年     | 月                 | 日( ) | : | ~ | : | 迄 |  |
| 開催場所   |       | 受講者数       | 名     |                   |      |   |   |   |   |  |
| ご準備いただけるもの<br>(○印をつけて<br>ください。)                            | パソコン  | プロジェクター    | スクリーン | ホワイトボード<br>その他( ) |      |   |   |   |   |  |
| 備考欄 (回数等ご要望があればご記入ください。)                                   |       |            |       |                   |      |   |   |   |   |  |

私たちは、介護のフコを応援します!

動画配信 期間中24時間視聴可

資料4

令和7年度

# 「全国共通WEBセミナー」のご案内

配信時間 配信開始日 10時～配信終了日 17時

【各回価格】

受講料(1名当たり) 一般 3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)



| No. | 配信期間(各回90分)              | テーマ・講師   |  |
|-----|--------------------------|--|--|
| 1   | 2025年<br>5/15(木)～5/28(水) | 管理職のコミュニケーション術                                     | 株式会社Blanket<br>取締役 野沢悠介氏                     |
| 2   | 6/12(木)～6/25(水)          | 感染症と食中毒の対策強化                                       | 川口キングス・ガーデン<br>施設長 橋村あゆみ氏                    |
| 3   | 7/11(金)～7/24(木)          | 認知症の方に対する介護技術(食事介助・排泄介助)<br>～現場ですぐ役立つ心地よい介助～       | 老健ケアセンターゆうゆう<br>安藤 祐介氏                       |
| 4   | 8/15(金)～8/28(木)          | 「災害時」の介護現場の対応<br>～みんなの命をまもるために一人ひとりができること～         | 災害看護専門看護師<br>寺田英子氏                           |
| 5   | 9/11(木)～9/24(水)          | 円滑な多職種連携を行うための体制づくり                                | 株式会社ねこの手<br>代表取締役 伊藤亜記氏                      |
| 6   | 9/19(金)～10/2(木)          | 認知症の理解と認知症チームケア<br>～BPSDを正しく理解し、早期対応方法をチームとして考えよう～ | 株式会社アポロ・サンズHD<br>看護部部长 木本明恵氏                 |
| 7   | 10/15(水)～10/28(火)        | 口腔ケア ～死ぬまで嚙んで食べるためのケア～                             | ふれあい歯科ごとう<br>代表 五島朋幸氏                        |
| 8   | 11/13(木)～11/26(水)        | 虐待防止と身体拘束の防止<br>～問題改善のプロセスを明確にし対策しよう～              | NPO法人ミニケアホームきみさんち<br>理事長 林田俊弘氏               |
| 9   | 12/11(木)～12/24(水)        | 現場のニーズに合った介護ロボットの見つけ方                              | 株式会社GiverLink<br>執行役員 那須智樹氏                  |
| 10  | 2026年<br>1/14(水)～1/27(火) | 介護事故トラブルを防ぐポイント<br>～リスクが高まるタイミングをキャッチしよう～          | ツツイグループ 顧問兼コンプライアンス室<br>室長 松川竜也氏             |
| 11  | 2/12(木)～2/25(水)          | 外国人介護従事者の採用に必要なステップとは?                             | PERSOL Global Workforce株式会社<br>代表取締役社長 多田盛弘氏 |
| 12  | 3/11(水)～3/24(火)          | 重度化予防のためのポジショニング<br>～基本から実践まで～                     | 特定非営利活動法人リハケアリング<br>ネットワーク 理事長 香川寛氏          |

ご好評につき

受講料 a 一般3,100円(税込) 賛助会員 2,200円(税込)  
(1名当たり) b 一般7,000円(税込) 賛助会員 5,000円(税込) (bはセット価格のみとなります)

|   | 配信期間(各回90分)                       | テーマ・講師   | 当セミナーは令和5、6年度に配信した動画の再配信となり、同内容となります。  |
|---|-----------------------------------|--|--|
| a | 2025年 2026年<br>5/15(木)～3/24(火)    | 組織で備える介護のカスタマーハラスメント<br>～事業所・職員を守るために求められる対応とは?～   | 株式会社NextCareConsulting<br>代表取締役社長<br>柳沼 亮一氏  |
| b | このコース(a, b)につきましては、上記期間中毎日視聴可能です。 | 3テーマ1セットの商品<br>「プライバシー保護と法令遵守」<br>～守るべきこと、ご利用者への最適なサービスを提供するために～(R6配信)<br>「認知症の方への介護技術<br>～心地よい動きにつながる4つのポイント～」(R5配信)<br>「看取りケア 尊厳と生活支援」(R6配信) | 日本社会事業大学<br>社会福祉学部 准教授<br>永嶋昌樹氏<br>老健ケアセンターゆうゆう<br>安藤 祐介氏<br>③株式会社アポロ・サンズHD<br>看護部部长 木本明恵氏 |

お問合せ先  
お申込先



公益財団法人 介護労働安定センター 石川支部

TEL:076-270-1151 FAX:076-260-1562

100

< 受講をご希望の皆さまへ > 下記禁止事項、お申込み手順等をご確認のうえ、メール・FAX等でお申込みください

< Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項 > お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

禁止事項

本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与、本WebセミナーのSNS上への掲載、本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと、本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

注意事項

Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。

受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。

Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。

当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

【手順1】「受講を申込み」ホームページからもしくは受講申込書に下記項目全てをご記入(入力)の上、メール又はFAX等でお申込みください。

FAXの場合は、右記番号あてに本状をFAXしてください。(FAX 076-260-1562)

【手順2】「請求書(振込票付き)」を郵送でお送りいたします。

【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。

【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。

【注意事項】ご視聴いただく方ごとにお申し込みをお願いいたします。

振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。

払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。

『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。

お振込みいただいた受講料は、各開催日から起算して14日前以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。セットの場合は4月30日(水)、セットの場合は5月28日(水)までにご連絡下さい。

【手順4】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。

【手順5】「視聴用URL記載メール」を受け取る。セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

|                                      |  |                  |
|--------------------------------------|--|------------------|
| 申込者名                                 | フリガナ   | 役職をご記入ください。      |
| 法人名                                  |  | 賛助会員の確認欄(該当項目に○) |
| 事業所名                                 |  | 会員 ・ 非会員         |
| 住所・連絡先                               | 〒  | TEL<br>FAX       |
| E-mail                               | 視聴に必要なURLを送信しますので必ずご記入ください。  |                  |
| 請求書宛先<br>上記以外の場合ご記入<br>ください          | 〒  | TEL<br>FAX       |
| 同意事項                                 | 本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び手順「注意事項」に同意しますか。(同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。) | 同意する             |
| 【特定商取引法改正に伴う有料講習<br>広告送信の承諾に<br>ついて】 | 今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。<br>メール送信 FAX送信 承諾しない                   |                  |

受講を希望されるコースの「申込」欄に○を付けてください。(複数可)

配信期間等は表面をご確認ください。

| No.      | 申込 | コース名                      | No.      | 申込 | コース名                       |
|----------|----|---------------------------|----------|----|----------------------------|
| A1       |    | セット (No.1、5、9、11)         | A2       |    | セット (No.2、3、4、6、7、8、10、12) |
| B1       |    | 管理職のコミュニケーション術            | B2       |    | 感染症と食中毒の対策強化               |
| B3       |    | 介護技術(食事介助・排泄介助)           | B4       |    | 災害時の介護現場の対応                |
| B5       |    | 多職種連携を行うための体制づくり          | B6       |    | 認知症の理解と認知症チームケア            |
| B7       |    | 口腔ケア                      | B8       |    | 虐待防止と身体拘束の防止               |
| B9       |    | 現場のニーズに合った介護ロボットの見つけ方     | B10      |    | 介護事故トラブルを防ぐポイント            |
| B11      |    | 外国人介護従事者の採用に必要なステップとは?    | B12      |    | 重度化予防のためのポジショニング           |
| 再配信<br>a |    | 組織で備える介護のカスタム・ harassment | 再配信<br>b |    | プライバシー保護・介護技術・看取りケア        |

当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。お問合せ先等は、本案内の表面をご確認ください。

「令和7年度 石川県 介護職員処遇改善加算取得促進支援事業」  
受託実施：公益財団法人 介護労働安定センター石川支部

# 「介護職員等処遇改善加算」 専門家による無料相談のご案内

令和6年6月から新しく「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」とする）が創設され、今までよりもわかりやすく、取得しやすくなりました！

専門家（処遇改善加算の取得支援を行う社会保険労務士）が制度概要から加算取得に必要な準備・申請まで、事業所の状況に合わせてご説明いたします。お気軽にご相談ください！

## 対象事業所

「新加算」を届出していない事業所及び、より上位の加算区分への移行を検討されている事業所

### 相談回数・時間

1事業所 1～2回  
1回あたり1～2時間程度

### 費用

無 料

### 事業所での実施

又は  
オンラインでの実施



## 【お申込から相談支援までの流れ】

FAX等により  
申込書提出



センターより事業所へ内容の確認し、専門家と日時を調整いたします。



専門家との個別相談  
(事業所又はオンライン)

処遇改善加算を取得すると、利用者の自己負担があがることになり、利用者に理解を得られるか心配とのお声も聴かれますが、介護人材不足は多くの国民に理解されており国が介護職員の給与アップ（処遇改善加算）を図っていることも知られています。

昨年度から多くの介護事業者が「新加算」を取得して処遇改善を行っておりますので、利用者にも説明もつきやすく理解を得やすい状況かと思われれます。

この機会に新規取得やより上位の加算区分への移行に向けてご検討ください。

## 【お申し込み・お問い合わせ先】

公益財団法人 介護労働安定センター 石川支部  
〒920-0907 金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階  
TEL/FAX 076-260-1561 / 076-260-1562



公益財団法人 介護労働安定センター 石川支部 行き FAX:076-260-1562

## 「介護職員等処遇改善加算」専門家による無料相談申込書

令和 年 月 日

|                       |  |                                    |           |                              |
|-----------------------|--|------------------------------------|-----------|------------------------------|
| 事業所名                  | サービス名( )                                 |                                    | 代表者名      |                              |
| 所在地                   | 〒<br>TEL: FAX:<br>E-mail(オンライン希望の場合は必須): |                                    |           |                              |
| 申込者名                  |  |                                    | 役職        |                              |
| 「新加算」取得状況に            |  | なし                                 |           |                              |
| いずれかに○                | 対面希望                                     |                                    | / オンライン希望 |                              |
| 相談内容<br>番号に○<br>(複数可) | 1  | 処遇改善加算を取得するためには何をすべきか              | 6         | 昇給の仕組み                       |
|                       | 2  | 新加算 とは何か                           | 7         | 就業規則・賃金規定の改定                 |
|                       | 3  | 新加算 の作成                            | 8         | 計画書・報告書の記入内容                 |
|                       | 4  | 新加算 要件を満たす方法                       | 9         | 処遇改善加算を取得するとどのくらい加算額が得られますか? |
|                       | 5  | 処遇改善加算の支給方法                        | 10        | その他、質問や相談したい内容をお書きください)      |
| 実施希望日時                | 第1希望日<br>令和 年 月 日 ( )<br>時 分 ~ 時 分       | 第2希望日<br>令和 年 月 日 ( )<br>時 分 ~ 時 分 |           |                              |
| 実施日                   | 【事務局使用欄】<br>令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分       |                                    |           |                              |

「相談申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、専門家(コンサルタント)・支部職員による日程調整、内容確認及び事業活動に関する調査のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

### 【お申し込み・お問い合わせ先】

公益財団法人 介護労働安定センター 石川支部  
〒920-0907 金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階  
TEL/FAX 076-260-1561 / 076-260-1562

センター受付印

## 1 市外の被保険者が市内の総合事業（第一号事業所）を利用する場合について

金沢市外の被保険者である利用者が、金沢市内の第一号事業所を利用するには、予め、該当する保険者（当該被保険者に被保険者証を交付している自治体）の新規指定を受けておく必要があります。指定を受けずにサービス提供をすると、介護報酬の請求ができませんので、ご注意ください。なお、サービス提供開始前に、必ず介護保険被保険者証にて保険者の確認をしておくことを推奨します。

指定を受けるには、該当する自治体にて必要書類や提出期限等の確認を行ってください。

## 2 共生型サービスの推進について

共生型サービスとは、高齢者と障害のある人や障害のある児童とが同一の事業所でサービスを受けやすくするために導入された制度です。

介護サービス事業所であれば、障害福祉サービス事業所の指定も受けやすくするという特例が設けられました。

対象となるサービスは、訪問介護、通所介護（地域密着型を含む）、及び短期入所生活介護等で、それぞれに対応する障害福祉サービス事業所等の指定を受けることができます。

例えば、障害福祉サービス等においては、短期入所サービスの整備が最優先とされています。介護保険サービス事業の短期入所生活介護に相当するサービスが、障害福祉サービスの「共生型短期入所」に該当しますが、介護保険サービス事業である指定短期入所生活介護事業所の設備基準を充足していれば、同「共生型短期入所」の基準も充足するものとして、指定が受け易くなっています。

ただし、障害福祉サービス等の種類によっては、既に必要な供給量が確保できていると都道府県等が認める場合、総量規制（定員増を伴う指定を拒否すること）を実施している場合もありますのでご注意ください。

介護保険サービス事業所が共生型の障害福祉サービス等の指定を受ける場合の詳細につきましては、金沢市障害福祉課までお問い合わせください。

共生型サービスについて（金沢市ホームページ URL）

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/9325.html>

金沢市福祉健康局障害福祉課 事業者管理係

TEL：(076) 220-2018

電子メール：syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

### 3 要介護者ごみ出しサポート事業について

金沢市では、家庭ごみを地域のごみステーションに出すことが困難な世帯を対象に、ご自宅の玄関先等に出されたごみを指定のごみステーションまで運搬する事業（ごみ出しサポート事業）を実施しています。

居宅介護支援事業所においては、当該事業を利用者の日常生活全般を支援するサービスの一つとしてご活用いただき、よりよいケアマネジメントを行っていただきますようお願いいたします。

#### （１）ご利用できる方

- ① 要介護 1 以上に該当する方
- ② 身体障害者手帳 4 級以上（視覚障害・肢体不自由に限る。）に該当する方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 2 級以上に該当する方
- ④ 療育手帳 B（B 1 に限ります。）以上に該当する方

※同居者がいる場合は、同居者全員が①から④までのいずれかに該当することが必要となります。

※親族や近隣住民の方、及びその他訪問介護員等により、ごみステーションに家庭ごみを搬出する協力が得られている場合は、対象となりません。

#### （２）事業の概要

##### ① 運搬方法

自宅の玄関先等に出されたごみを地域のごみステーションに運搬します。

##### ② 収集するごみの種類と収集日

- ・ 燃やすごみ（※訪問調査時にどちらかを選択。）
  - お住まいの地区の収集日が火・金曜日の場合、どちらかの週 1 回
  - お住まいの地区の収集日が月・木曜日の場合、どちらかの週 1 回
- ・ 燃やさないごみ → お住まいの地区の月 1 回の指定日
- ・ あきびん → お住まいの地区の月 1 回の指定日
- ・ 資源回収ごみ → お住まいの地区の月 2 回の指定日

※ごみは分別方法に従って適正に分別のうえ、収集場所に出してください。

※有料粗大ごみ 6 品目など、有料戸別収集については、対象外になりますので、通常どおり戸別収集受付センターに申し込んでください。

##### ③ 安否確認（希望者のみ）

運搬等のためご自宅にお伺いした際、指定の場所にごみが出ていなかった場合は、インターホン等によりお声かけをします。応答がない場合は、緊急連絡先に連絡します。

### (3) 運搬開始までの流れ

#### ① 申請書の提出

申請書に必要事項をご記入の上、下記の提出先に持参又は郵送してください。

※代理の方（ケアマネジャー、ホームヘルパー、支援相談専門員等）でも申請できます。

#### ② 訪問調査

市の職員が申請者のご自宅を訪問し、運搬等に当たっての打合せを行います。

※代理の方が申請された場合は、代理の方に立会いをお願いすることがあります。

#### ③ 収集開始

訪問調査の結果、事業の対象に決まりましたら、運搬開始日等を通知の上、サービスを開始します。

詳細につきましては、金沢市ごみ減量推進課までお問い合わせください。

金沢市環境局ごみ減量推進課 TEL : (076) 220-2302

FAX : (076) 260-7193

## 4 ヤングケアラーについて

日常的に家族の介護や日常生活上の世話を過度に行っている等の状態にある子ども・若者(いわゆるヤングケアラー)については優先的に支援を行う必要性があります。ヤングケアラーを発見した際には、具体的な支援方法の一つとして、本人が担っているケアを介護保険サービス等の外部サービスで代替していくことが求められます。

介護保険最新情報 Vol.1275 介護保険サービスの支給事務等においてヤングケアラーを把握した場合の対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001263366.pdf>

### (1) 同居家族等がいる場合の生活援助サービスの取扱い（訪問介護）

訪問介護において、利用者に同居家族(ヤングケアラーも含む)がいるというだけで、一律に生活援助を利用できないという認識は適切ではありません。同居家族等のやむを得ない事情を考慮し、家事が困難な場合に、適切な介護サービスが提供できるよう配慮することが必要です。ヤングケアラーが担っている家事や介護を前提としたサービス提供になっていないか、関係機関で認識を共有しておくとともに、ヤングケアラーの介護負担を十分に考慮し、必要な介護サ

ービスが受けられるよう、ご協力をお願いします。

## (2) 特定事業所加算の見直しについて（居宅介護支援）

令和6年度介護報酬改定において、特定事業所加算(居宅介護支援)に、多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童(ヤングケアラー)や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」が要件に追加されました。利用者に対し、適切なケアマネジメントを実施するために、必要な知識・技術を習得するよう努めてください。

## (3) ヤングケアラーを発見した場合の相談先

18歳未満のヤングケアラーを発見した場合は、こども相談センターにご相談ください。

※(別紙3)「知ってますか？ヤングケアラー」参照

金沢市こども相談センター（金沢市児童相談所）

TEL：076-243-4158（平日9時～17時45分）

FAX：076-243-1123

電子メール：kodomo-soudan@city.kanazawa.lg.jp

## (4) その他(金沢版ヤングケアラー支援マニュアル)

本市では、学校や福祉サービス事業者、民生委員児童委員など、こどもに関わることが多い関係機関を対象として、金沢版ヤングケアラー支援マニュアルを作成しました。金沢市ホームページに掲載しております。支援の参考にご活用ください。

※(別紙4)「金沢版ヤングケアラー支援マニュアル概要」参照

金沢版ヤングケアラー支援マニュアル URL

[https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomosodancenter/gyomua  
nnai/1/21859.html](https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomosodancenter/gyomua<br/>nnai/1/21859.html)

## 5 障害者控除について

身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の高齢者で、障害者に準ずると認められる方について、所得税及び個人住民税（地方税）の障害者控除対象者の認定を行います。障害者に準ずる者として認定を受けることにより、所得税・個人住民税（地方税）の控除を受けることができます。

令和7年分（本年分）の申請受付を令和7年12月1日（月）から開始しますので、利用者及び家族に対して、生活相談などを実施される際は、制度の周知や申請についてご協力をお願いします。

## (1) 対象となる方

### <令和7年分>

- ・令和7年12月31日現在65歳以上で、認知症や肢体不自由等の障害があり、
- ・令和7年分の収入から所得税を徴収されている方（徴収される見込みの方）

（住民税については令和7年分の収入により令和8年度に住民税を徴収される見込みの方）

※扶養親族が65歳以上の場合は、扶養親族が認知症や肢体不自由等の障害がある場合に対象となります。

<令和2年～令和6年分> ※既に障害者控除を受けている場合は、申請の必要はありません。

- ・それぞれの年において12月31日現在65歳以上で、
- ・認知症や肢体不自由等の障害があり、
- ・収入から所得税を徴収されていた方（住民税については翌年度に住民税を徴収されていた方）

※令和2年分については、令和7年12月31日までに確定申告をする必要があります。

## (2) 受付

受付場所：金沢市役所 第一本庁舎1階 福祉と健康の総合窓口

- ・申請には、申請書、本人確認書類、印鑑（自署の場合は省略可）をご持参ください。
- ・郵送での申請も可能です。介護保険課までお電話いただければ、申請書を郵送します。
- ・申請書は市民センター・福祉健康センターでもお渡しできますし、金沢市のホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

金沢市ホームページ 障害者控除対象者認定申請書

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/8305.html>

## 6 ご質問の受付について

金沢市では、日々、介護サービス事業者の皆様方からご質問を頂いております。

加算や運営基準等に関するご質問は、電子メール・FAX等をご利用くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

※介護保険課は、介護保険料の納付や介護認定審査会等、様々な業務を所管しており、せっかくお電話で質問をお伺いしても、回答可能な職員が不在である場合も多いのが現状です。また

お電話ですと、ご質問の内容が正確に伝わらない懸念もございますので、可能な限り電子メール等をご利用ください。

※内容によっては、国への照会が必要になったり、多くのご質問をお受けしていることで、回答までにある程度の日数を頂くこともございます。何卒ご了承願います。

また、ご質問いただく前に[金沢市条例](#)や[介護保険事業者向けQ&A等の各種資料](#)により確認できる場合もございますので、ご協力をお願いいたします。

金沢市福祉健康局介護保険課      電子メール：[kaigo@city.kanazawa.lg.jp](mailto:kaigo@city.kanazawa.lg.jp)  
FAX：076-220-2559

#### 金沢市条例

金沢の介護保険 > 事業者向け情報 > 介護サービス指定基準

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/gyomuannai/1/1/3/9338.html>

#### ・厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス関係Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/qa/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html)

## 7 電子メールアドレス変更等のご連絡のお願い

本市では、皆様との連絡や国・県からの通知の周知のために、新規指定書類等に記載の電子メールアドレス、電話番号、及びFAX番号を活用しております。

電子メールアドレス等を変更された場合は、介護保険課までご連絡下さいますよう、ご協力をお願いいたします。